

■70歳未満の人

所得金額(※)	区分	限度額
901万円を超える	ア	212万円
600万円を超える901万円以下	イ	141万円
210万円を超える600万円以下	ウ	67万円
210万円以下	エ	60万円
市民税非課税世帯	オ	34万円

※所得金額=総所得金額等から基礎控除を引いたもの

■70歳以上の人

所得区分	限度額
現役並みⅢ (住民税課税所得690万円以上)	212万円
現役並みⅡ (住民税課税所得380万円以上)	141万円
現役並みⅠ (住民税課税所得145万円以上)	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ(※1)	31万円
低所得Ⅰ(※2)	19万円(※3)

※1 市民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の人

※2 市民税非課税世帯で、所得が一定以下(年金収入80万円以下)の人

※3 介護サービス利用者が複数いる世帯は、限度額が異なります。

国保医療課からのお知らせ

子育て支援医療費
受給者証

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、中学生3年生までを対象に、入院・通院時の医療費を助成しています。制度対象者のうち、新中学1年生に有効期限を令和6年3月まで延長した受給者証(白色・さくら色)を3月中に送付します。

※生活保護など他の公的医療制度を受けるのに受給者証が届いた人や、対象年齢の範囲内にもかかわらず、受給者証をお持ちでない人は、お問い合わせください。

問国保医療課医療係(☎983-2976)

■助成内容

	0歳~3歳未満	3歳~中学生3年生
入院	受給者証(白色) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、医科・歯科別	受給者証(白色) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、医科・歯科別
通院	受給者証(さくら色) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、医科・歯科別	受給者証(さくら色) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、医科・歯科別

高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険(国保)または後期

高齢者医療制度の被保険者が、対象

期間(令和元年8月1日~令和2年

7月31日)に支払った健康保険と介護保険の自己負担額を合算して、表えた場合、その超えた金額を支給します。

国民健康保険(国保)または後期

期間

7月31日)に支払った健康保険と介護保険の自己負担額を合算して、表えた場合、その超えた金額を支給します。

国民健康保険(国保)または後期